

## 第520回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和7年7月31日(木) 午後2時00分～午後2時50分

場 所 桜華会館 別館2階富士桜

出席者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主任賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、白川賃金指導官、水谷監督官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金改正決定に関する意見について

(2) その他

議 事

白川賃金指導官

審議会の開催にあたりまして事務局よりご案内いたします。本日の審議会は報道機関等の冒頭の撮影、冒頭の局長挨拶時の撮影を予定しております。審議会の開始は、冒頭の撮影終了後といたします。

それではこれより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

( 報道機関 撮影 )

白川賃金指導官

この後小林労働局長からの挨拶があるので、撮影される報道機関の方は指定の場所へ移動をお願いいたします。

白川賃金指導官

それでは開催にあたりまして小林労働局長よりご挨拶をさせていただきます。

( 報道機関 撮影 )

小林労働局長

労働局長の小林でございます。本日は、お忙しい中審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より労働行政に多大なご協力をいただきしております、本当にありがとうございます。

さて、中央最低賃金審議会では、本日も目安に関する小委員会において、目安決定に向けた審議をしているところでございます。

このため、本日予定しておりました、令和7年度地域別最低賃金の目安額の伝達につきましては、行うことができなくなりました。

今後、中央最低賃金審議会より目安額の答申がなされた場合は、その内容も十分に参酌していただいて、最低賃金の迅速な改定に向けまして、ご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

白川賃金指導官

ありがとうございました。報道機関の方の撮影はここまでとさせていただきます。

(撮影終了を確認)

白川賃金指導官

それでは、第520回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。以後、着座にて失礼いたします。

本日の配付資料ですが、会議次第とともに資料No.1から資料No.4までをお配りしております。

この他に、7月3日に愛知県最低賃金改正決定に係る意見聴取に関する公示を行った結果、60件の意見書の提出があり、その写しを別添資料1として添付しております。

また、別途資料-1の愛知県労働組合総連合からの「愛知県最低賃金を1,500円に中小企業支援と審議の活性化・公開を求める要請」が提出されており、併せて「最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げ、介護職の特定最賃を設け賃金底上げを実現しましょう」オンライン署名4,997人及び「愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請」と題した個人署名9,300筆も提出されていますので、会場中央の机上に置かせていただいております。

愛知労働局のホームページに寄せられた最低賃金に係る「国民の声」が2件あ

り、別添資料 -2、-3として添付をさせていただいております。

なお、参考に別途資料として署名表紙を配付しておりますが、今から電子版賛同者名簿と自署版の署名名簿を委員の皆様に回覧いたします。しばらくお待ちください。

(署名名簿回覧確認)

白川賃金指導官

それでは、以降の議事進行を中山会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

中山会長

皆さんこんにちは。それでは、議事に入らせさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今より第520回愛知地方最低賃金審議会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をお願いいたします。

白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は、渡辺道彦委員が欠席され、4名のご出席、労働者代表委員は5名全員がご出席、使用者代表委員は5名全員がご出席となっております。本日は14名の委員がご出席しております。委員総数の3分の2以上となり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことを併せてご報告いたします。

中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がありました。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

議題(1)「愛知県最低賃金改正決定に関する意見について」です。

事務局より本日の資料について説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。では、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

冒頭、局長からのご挨拶にもありましたとおり、本日予定しておりました、令

和7年度地域別最低賃金の目安額につきましては伝達することが出来なくなりました。大変申し訳ございません。

それでは資料の説明に入りますけれども、資料1から資料4について説明していきます。

お手元の資料の中で、資料1は、会長及び会長代理が記載された審議会委員名簿でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。資料2は、「令和7年最低賃金に関する基礎調査に基づく総括表」です。対象地域は愛知県全域で、対象事業所は100人未満の製造業や30人未満の卸小売業、飲食サービス業、医療・福祉などの中小企業であり、令和7年6月1日において事業所に雇用されている労働者の、6月における給与の時間当たりの所定内賃金額が調査内容です。

調査票の回答にあたっては、支給実績ではなくて、6月において労働者の方が欠勤・遅刻・早退等をすることなく働き、皆勤した場合に支払われる基本給、諸手当を算出し記入していただいております。

資料の3ページからの左上に「総括表(1)」と記載したものは、対象とする全産業についての集計で、「規模別、地域別、年齢別表」となっています。一番左の列が調査結果における労働者の時間当たりの所定内賃金額を階級別に示した欄となります。

その右の各欄における数値は当該金額以下の労働者数を累計で示しています。労働者数の下のカッコ書きされた数値は、労働者数全体に占める割合をパーセント表示したものです。例えば、全産業における合計数、左から2列目ですが上から3番目の1,076円以下の労働者数が19,829人となっています。1,076円の下に赤い線を引いておりますが、この線より上が、現行の愛知県最低賃金時間額1,077円未満の人数となります。1,076円までの累計人数19,829人が現在の愛知県最低賃金額1,077円未満の労働者数となります。労働者数全体の合計が108万3,452人ですので、この合計人数に対する愛知県最低賃金未満の人数割合は、黄色のカッコ内に記載のとおり1.8パーセントとなります。これが現在の愛知県最低賃金額を下回る労働者の割合すなわち「未満率」です。また、愛知県最低賃金が1,077円から引上げられた場合、引上げた当該賃金額の1段上の数値が改正後の最低賃金額を下回る労働者数と割合となります。こちらが「影響率」となります。

資料の9ページからの左上に「総括表(2)」と記載のものは、全産業についての集計で、「性別年齢別表」となっています。

資料の14ページをご覧ください。資料3は、平成27年度から昨年度、令和6年度までの基礎調査の結果からの愛知県最低賃金額の推移に伴う未満率や影響率を表や折れ線グラフに示しております。表の中で、各年度の愛知県最低賃金

額の下に記載された「第1・20分位数」は下から5%の層の金額、「第1・10分位数」は下から10%の層の金額、「第1・四分位数」は下から25%の層の金額になります。その下に「未満率」「影響率」の推移が記載されております。

続きまして、資料の15ページ目の資料4は、平成26年度から令和6年度までの愛知県最低賃金引上げ状況の推移です。左端の「区分」の列をご覧いただきますとおり、赤色の網掛けのところに愛知県最低賃金の時間額、引上げ額、目安額等の推移を掲載しており、目安額が示されなかった令和2年度を除き、各年度における目安額を示しています。その下に、特定最低賃金9業種の引き上げ金額等の推移を掲載しております。

事務局からの資料4までの説明は以上でございます。

中山会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの資料説明に関してなにか質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(労使に確認)

中山会長

資料3の「未満率」とか「影響率」は、10月1日で改定した時ですか。

佐野賃金課長

はい、未満率は現行の最低賃金未満のところ、改定された最低賃金よりも低いものが影響率となっています。未満率は今の最低賃金未満ということです。影響率は今後改定された時に影響を受けるものということになります。

中山会長

ちょっと資料2と数字が違うので、数字が違っているというのは調査の時期が違うはずだということでよろしいですか。

佐野賃金課長

はい、資料2は今年度調査した最新の数字であり、資料3は昨年度調査の数字です。

中山会長

申し訳ございません。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか

中山会長

では、続きまして、別途資料 関係団体からの意見等について事務局より説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

はい、では続けて私から説明いたします。別途資料 をご覧ください。

提出のありました60件の意見書等について、概略をまとめ、ピックアップしてこれからご紹介をさせていただきます。なお、提出された意見書については各委員の皆様へ、その写しを速やかに送付させていただいておりますが、提出された意見書を一覧にしたもののが今開いていただいている別途資料 ということでございます。

こちらの資料の左端に番号が振ってありますので、この番号順に説明していきますのでよろしくお願ひいたします。

提出のありました60件の意見書等のうち、59件が労働組合から提出されたものでございまして、その内容を見ますと、「最低賃金を1,500円以上に引上げることを求める」、「審議されている内容を全て公開することを求める」、「審議の場で当事者の意見陳述が行われることを求める」の3つが主な内容となっております。

番号1として、愛知県労働組合総連合から「単身者が憲法25条および最低賃金法第1条に保障された生活を送るためには、時給1800円以上が必要です、愛知地方最低賃金審議会は、物価高に苦しむ県民の期待と検証に応えられる審議を行い、今すぐ最低賃金を1500円以上とする答申を求める意見書」が提出されています。

その内容の一部読み上げます。

この別途資料 の後ろにそれぞれの団体から出ている意見書についてございまして、右上に番号を振っていますので、今から番号1のところを一部読み上げます。「愛知県最低賃金を1500円に引き上げてください。愛労連は「愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）2024年改定版」を公表しましたが、普通の生活に必要な費用は、税や社会保険料を含めて月額27万円前後であることが明らかになりました。月額約27万円を得るのに必要な最賃額は、月150労働時間換算で1,800円前後です。」といった最低賃金を1,500円以上に引上げることを求める旨の意見が、次に、「専門部会」の「個別の打合せ」（二者協議）についても公開して議事録を作成してください。「休会中」の「個別の打ち合せ」（二者協議）は「非公開」で「議事録」もありません。中央最低賃金審議会では、「二者協議」も公労会議、公使会議とし、正式な会議で審議されているにもかかわらず、休会中に協議されるのは極めて異常です。非公式の場で最低賃金額が話し合われるのではなく、「闇の中」で決められていると言わざるを得ません。県民が答申について、理解と納得できるものにするとともに、歴史の検証に耐えるものとすることが専門部会および審議会の使命です。」といった審議されている内容を全て公開することを求める旨の意見が、次に、「全国47地方審議会中、34審議会で実施されている意見陳述の場を作ってく

ださい。昨年は岐阜でも意見陳述が行われました。陳述に対する質問も出され、傍聴した人からは「審議らしい審議だった」との感想が聞かれました。昨年の専門部会では「労働側、使用者側双方から意見聴取の予定はない」「提出されました意見等の趣旨を踏まえて審議を行うので意見聴取までは行わない」と意見陳述の実施を否決しましたが、審議を傍聴した多くの人は「意見書の内容を生かす審議がない」との感想です。とりわけ、ケア労働者の実態を誰が発言したのでしょうか。意見陳述の時間を作ってください。」といった審議の場で当事者の意見陳述が行われることを求める旨の意見が記載されております。

同様に、この3項目を主な要望事項としている意見書を提出した団体として、

2の全日本建設交運一般労働組合愛知学童保育支部から「2025年愛知県最低賃金を1500以上にすることと、審議過程の公開を求める意見書」

3の全労連・全国一般労働組合愛知地方本部コアシス労組と、

4の全労連・全国一般労働組合愛知地方本部日本アクリル支部と、

5の全労連・全国一般労働組合愛知地方本部から「愛知県の最低賃金をいきすぐ1,500円以上に挙げることを求める意見書」

6の日本自治体労働組合総連合愛知県本部から「2025年愛知県最低賃金の改正に関する意見書～自治体で働く非正規労働者一会計年度任用職員の待遇改善に向けて～」

7の生協労連コープあいち労働組合から「愛知県の最低賃金を1,500円以上への引き上げを求める意見書」

8の豊橋市職員労働組合から「2025年愛知県最低賃金の改正に関する意見書～自治体で働く非正規労働者一会計年度任用職員の待遇改善に向けて～」

9の愛知県高等学校教職員組合と、

10の愛知県高等学校教職員組合豊川特別支援学校分会と、

11の愛知県高等学校教職員組合名古屋盲学校分会から「愛知県最低賃金1,500円を求める意見書」

12の尾張中部地区労働組合総連合から「市民の生活を守るために最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書」

13の東三河労働組合総連合から「石破首相も2020年代に1,500円を表明。さらに国の補助金による支援まで踏み込んだ方針を示す。愛知県民と東三河地域住民の暮らしを守るために、今こそ最低賃金を1,500円以上に引き上げることを求める意見書」

14の愛知県国家公務一般労働組合から「愛知県最低賃金を1,500円に、中小企業支援と審議の活性化・公開を求める」と題した意見書、

15の愛労連非正規公務員1万人組織化プロジェクトから「非正規公務員の待遇の改善と男女の賃金格差の是正に向けた最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」

16の回転寿司ユニオンから「2025年愛知県最低賃金改定に関する要請書」

17の全トヨタ労働組合から「愛知県の最低賃金1,500円と全国一律の実現、並びに審議の公正化及び可視化を求める意見書」

- 18の日本金属製造情報通信労働組合と、
- 19の西三河地域労働組合総連合から「ただちに愛知県最低賃金の1,500円の実現と全国一律制度に向けた公正な審議と可視化を求める意見書」
- 20の全日本国立医療労働組合愛知地区協議会から「2025年愛知県最低賃金を1,500円以上に引き上げることをもとめます～医療・介護従事者の人手確保を抜本的に改善してください！」と題した意見書、
- 21の愛労連パート臨時労組連絡会から「非正規労働者当事者の意見陳述の実施、最低賃金今すぐ1,500円以上を求める～2025年度最低賃金の改定に関する意見書」
- 22の生協労連愛知県協議会から「愛知県の最低賃金を1,500円以上に改正することを求める意見書」
- 23の蒲郡市職員組合から「2025年愛知県最低賃金の改正に関する意見書～自治体で働く非正規労働者一回計年度任用職員の待遇改善に向けて～」
- 24の全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部から「愛知県地方から、ヨーロッパ水準の最低賃金額と最賃制度のあり方への改革をすすめ、歴史的な物価高騰のなか中小企業への直接・具体的な支援を先行しておこない、全国一律1,500円以上への改定と、現行地域最賃制度のもとでも1,500円以上の改定をただちに実施すること等を求める意見書」
- 25全労連・名古屋中地域労働組合センターから「アメリカ・トランプ関税の強行を目前として、かつて経験したことのない深刻で甚大な歴史的物価高に直面するもとで、中小企業への直接支援を先行させつつ、全国一律1,500円以上への最低賃金制度の抜本改革と、現行地域最賃制度のもとでも1,500円以上の改定をただちに実施すること等を求める意見書」
- 26の中京非正規ユニオンから「非正規労働者を含めた全ての労働者が、いつまでも人間らしい生活が出来るように、十分な中小企業支援策とともに、愛知県最低賃金の毎年の引き上げ（今年度：1,500円以上）と審議の活性化・公開を求める要請」と題した意見書、
- 27の第103回栄総行動実行委員会から「2024年の徳島ショックのような地域最低賃金の大幅引上げを、異常な物価高に苦しむ愛知の時間給で働く非正規労働者の暮らしに寄り添って審議されることを求める要請書」
- 28の革新県政の会から「最低賃金を早期に1,500円に引き上げることを求める意見書～最賃審議会として、生活底上げの道筋を明示し、物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添おう～」
- 29の愛知民医連労働組合連合会から「憲法25条の「健康で文化的な人間らしい生活」をおくため最低賃金をいますぐ1,500円以上への引き上げを求める意見書」
- が提出されています。
- 続きまして、主な要望を「最低賃金を1,500円以上に引き上げることを求める」「審議されている内容を全て公開することを求める」この2項目としている団体として、
- 30の尾張教職員労働組合から「最低賃金を1,500円以上に引き上げることを求める意見書～大学生・高校生・小学生の立場に立って考える、そして全国一律に～」
- 31の愛知県高等学校教職員組合春日井西分会から「就職してすぐ奨学金返済が始まる卒業生

のために最低賃金の大幅引き上げを求める意見書』

3 2 の愛知県労働組合総連合労働相談センターから「非正規労働者の命綱は、最低賃金制度」と題した意見書、

3 3 の名古屋ふれあいユニオンから「2025年度愛知県最低賃金の金額を時給1,500円とするよう意見します」という要旨の意見書  
が提出されております。

続きまして、主な要望を「最低賃金を1,500円以上に引上げることを求める」、「審議の場で当事者の意見陳述が行われることを求める」の2項目としている団体として、

3 4 の愛知県医療介護福祉労働組合連合会から「低賃金で離職が相次ぐケア労働者の意見陳述を設け、現場実態に即した最賃1,500円以上の最低賃金引き上げを求める意見書」

3 5 の愛労連最低賃金・公契約対策委員会から「憲法25条に基づき、もっとも重視されなければならない労働者の生計費について、科学的根拠に基づいた審議を行うために適切な資料を採用するとともに、意見陳述を実施して最低賃金近傍で働く労働者の生活実態を踏まえた審議を行い、今年1,500円以上に引き上げることを求める意見書」  
が提出されております。

さらには、

3 6 の千種名東地域労働組合総連合から「地域経済活性化のためにも愛知県の最低賃金を1,500円に引き上げることを求める意見書」

3 7 の名古屋市立大学教職員組合から「大学・医療分野の賃上げは切実です。~最低賃金の大幅引き上げを求める意見書~」と題した意見書、

3 8 の障害者労働組合から「2025年愛知県最低賃金改定に関する要請書」

3 9 の愛知県労働組合総連合女性協議会から「最低賃金いますぐ1,500円以上の大幅引き上げ・全国一律最低賃金制度の確立と貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を「2025年 愛知県の最低賃金の改定に関する意見書」」

4 0 の愛労連ローカルユニオンから「時間給1,500以上の答申」を要望する意見書、

4 1 の愛知県社会保障推進協議会から「最低賃金を1,500円以上に引き上げることを求める意見書」

4 2 の愛労連・ケア労働対策会議から「ケア労働者に影響を及ぼす全国一律1,500円以上引き上げを求める意見書」

4 3 の愛知地域労働組合きずなから「最低賃金を1,500円に引き上げることを求める意見書」

4 4 の北医療生活協同組合労働組合から「最低賃金1,500円以上の実現をいまスグ！これがみんなの声です」と題した意見書、

4 5 の郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部から「郵便局で働く私たちは心から審議会へ訴えます！愛知県最低賃金を今すぐ1,500円へ、さらに物価高騰を上回る大幅な改定をすることを求める意見書」

4 6 の郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会から「2025年10月愛知県最低賃金の改定にかかる郵政労働者からの意見書 全てのはたらく仲間が人間らしい生活を送るために今すぐ時給1,500円に！ 早急に1,700円をめざして」

が提出され、最低賃金を1,500円以上に引上げることを求めております。

続きまして、

4 7 の愛知県教職員労働組合協議会から「今年こそ愛知県で働く労働者の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」

4 8 の愛知地区教職員労働組合から「2025年愛知県の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」

4 9 の尾北教職員労働組合から「愛知県で働く労働者の最低賃金1,700円に改正を求める意見書」

5 0 の一宮市教職員労働組合から「今年こそ愛知県で働く労働者の最低賃金を1,700円に改正を求める意見書」

が提出され、最低賃金を1,700円以上に引上げることを求めております。

続きまして、

5 1 の愛知県国家公務関連労働組合共闘会議から「国の機関で働く非正規労働者の意見を反映してください～物価高騰に苦しむ非正規労働者に寄り添い、県民に見える形での審議や意見陳述を求めます～」と題した意見書、

5 2 の全日本建設交運一般労働組合愛知県本部から「愛知県最低賃金審議会において意見陳述の場を設け、公開で実施することを求める意見書」

5 3 の生協労連大学生協東海地区統一労組から「愛知県地方最低賃金審議会で意見陳述の実施を求める意見書」

5 4 の全国福祉保育労働組合東海地方本部から「最低賃金近傍で働く福祉・保育で働く職員の意見陳述の実施を求める意見書」

が提出され、非正規労働者や最低賃金近傍で働く労働者の意見陳述を実現することを求めております。

続きまして、

5 5 の自働車工業労働組合内 東洋オート工業整備工場自交一般分会から「技能実能実習生などの車検整備業1年目は最低賃金であり、家賃や米価が5倍以上のために実親から仕送りがないと祖国より生活出来ず最賃1,800円以上を求める意見書 民官事務員等ホワイトカラー全業界平均最低賃金は2,000円以上を求める意見書」

5 6 の日伸自働車労働組合から「車検整備業の技能実能実習生などの1年目は、寝起きを寮の2段ベットで生活するが技能職種の介護職員、自動車整備士の半数以上は外人であり、実親から仕送りなければ生活が出来ず、介護職員、自動車整備士の技能職別最賃1,800円以上を求める意見書」

5 7 のワークス整備士派遣 自交一般あいち分会から「車検整備業の技能実能実習生などの1

年目は、寝起きを寮の2段ベットで生活するが現職の介護職員、自動車整備士の半数以上は外人であり、他国とは家賃や米価が5倍であり継続して介護職員、整備士を確保するには技能職最賃1,800円以上を求める意見書」

58の自車工業労働組合内 若葉自動車整備士労組分会から「技能実能実習生などの車検整備業1年目は最低賃金であるので、寝起きを寮の2段ベットで生活しても実親から仕送りなければ生活が出来ず、技能職別最賃1,800円以上を求める意見書 民官事務員等ホワイトカラーを含め全業界平均最低賃金は2,000円以上を求める意見書」

が提出され、最低賃金を1,800円以上、あるいは2,000円以上に引上げることを求めております。

続きまして、59の生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会から最低賃金の大幅な引上げを求める旨の意見書が提出されております。

最後になりますが、使用者側の意見が1件提出されております。60の名古屋タクシー協会から「愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書の提出について」と題した意見書が提出され、その内容の一部読み上げますと、

タクシーの運賃改定が社会全体に大きな影響を及ぼす懸念を有しながら、中小零細民間企業が賃上げの原資を価格転嫁に求めざるを得ない状況にありますが、運賃改定は国の認可制の下、タクシー事業者の自由意思で価格転嫁を行うことはできないこと。さらに、中小零細民間企業の懸命な経営努力でタクシーが運行維持されていること及び公共交通としての社会的役割、必要性、タクシー事業の窮状に最大限のご配慮を賜り、最低賃金法に定める「通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」の遵守及び慎重審議に努めていただくことを要望いたしますとされております。

以上、意見書の主な内容を紹介いたしました。これ以外にも、「全国一律最低賃金制度の実現を国に求めること」、「中小企業の負担軽減策を国に進言すること」、「労働者の生計費に係る適切な資料を用いること」等様々なご意見をいただいております。全てをご紹介できることについては申し訳ございませんが、詳しくは各団体からの意見書をご覧いただければと思います。

只今ご紹介したご意見には、最低賃金の引上げを求める意見などの他、特に審議会における意見陳述の機会を求める旨の意見が申し出されております。意見書に基づく本年度の当審議会における参考人による意見聴取の必要性についてご審議願えればと存じます。

事務局からは以上となります。

中山会長

はい、ありがとうございます。まず、事務局から意見聴取に関する公示の結果、提出された60件の意見書の説明がございましたけれども、これについて何かご質問等があればお願ひいたします。

堀江委員

質問ではないんですが、私の理解を深くしたいので教えていただきたいところがあります。60件ありますて、つらつらとずっとご説明いただいたのですが、一律1,500円という言い方と、愛知県で1,500円を目指すとかいうのがあって、これずいぶん違うと思うのです。全国一律1,500円というのと、愛知県で1,500円というのはまた違う意味になるのかなと思って聞いてたのですが、それは訴える方としてはどんな違いを持っていらっしゃるのか、逆にそれぞれというのであれば、これは私たちのほうも、これは全国のほうだよね、これは愛知県のことだよねというふうに分けて考えることもあるのかなと思ったものですから、ご教授いただけたらと思います。

佐野賃金課長

事務局からです。おっしゃるとおり全国一律でとか、愛知県で1,500円でというところがあります。一番わかりやすいのは「今年度の愛知県の最低賃金審議会で1,500円」というようなところですが、でもそれとは別に全国でのばらつきや、人口流出であったりとか、いろんな問題があるので、そもそも最賃制度について、今は各県で地域別最賃をという最低賃金法に基づくところでございますけれども、制度そのものを変えていきたいという思いで、全国一律で上げていきたいという思いもあって、一つの意見書に、愛知県のことと全国のことが書かれているのだと思います。いろいろな思いを一枚の紙に書いてありますので、この中で愛知の最低賃金審議会には今年度の金額改定につながる意見を届けるとともに、ひいてはこれを、私たちの声をちゃんと全国に届けてくださいね、みたいなところの意味もすごくあるとは思います。そういう思いも理解しながら今年度の審議をしていただければということかと思います。私自身が意見書を書いているわけではないので、なんとも答えにくいところで申し訳ございません。

堀江委員

事務局はわからないと思います。書いた人ではないから。なので、国に訴えるとから、私たちも、せいじゃないと思ったものですから。

そんな状況だということは理解しました。

中山会長

他にいかがでしょうか。

岡安委員

沢山ご署名を集めていただいて、ご提出いただいたわけですけれども、ただ、この発信者とか取りまとめをしていただいた団体が愛労連さんというところで、意見書の関係性で同じ愛労連さんの意見書とこの署名が集まっているというところで、基本的にはこの意見書に対する強い意志を表現したのかなと思うのですけれども、これは一緒にご提出していただいたわけではなく、意見書は意見書で出しつつ、一方で署名は署名でということで、特段この意見書のために署名を提出したとかそういうような関係性があるわけではないということでおろしいですか。

佐野賃金課長

はい、一緒に提出というわけではありません。意見書の方は前回の7月3日の審議会において意見書の提出を求め、締切日までに順次提出されたものです。

署名の方は、労働組合が個々の組合員の強い意志を、この署名をもって表したものであり、意見書と一緒にというわけではありません。

岡安委員

ありがとうございます。

中山会長

他にいかがでしょうか。

では、先ほど事務局の説明が、意見陳述の場を設けるよう求める申出内容がありましたということで、本年度の当審議会での参考人による意見聴取の実施について、ご意見を伺いたいと思います。

まず、労働者代表委員お願いいたします。

寺田委員

労働者代表委員の寺田です。よろしくお願ひいたします。

先ほど事務局から本年度の意見書についてご説明いただきましたし、事前にデータも送っていただいておりまして、一通り私たちのほうで見させていただいております。昨年もそうですけれども、昨年を超える物価高のなか、最低賃金近傍で働く方々の生活は非常に厳しさを増していくセーフティーネットを通して最低賃金の大幅な引上げを求めるものだということを認識しておりますし、私たちも前回の方針において基本の考え方を示させていただきましたけれども、それいただいたご意見の方向性は同様だと認識しておりますので、本年度の意見陳述については労側としては予定しておりません。

ですから、今回しっかりと提示された意見書の内容も含めて労側代表として今後の審議にしっかりと望んでいきたいと、この労側のメンバーは思っておりますので、以上となります。

中山会長

はい、ありがとうございます。続きまして使用者代表委員のほうからお願ひいたします。

岡安委員

岡安です。よろしくお願ひいたします。

使用者側としても特にお呼びするようなことは打ち合わせをしてございません。私ども、それぞれの推薦団体のほうからそれぞれ団体に所属する皆さんのお話を常にお伺いしている中で、皆様のご关心というのは、この時期に限らず通年を通して非常に最低賃金に対するご意見とかご苦労、あるいは、こういうふうにあるべきだというような意見も伺っておりますので、それは、私ども当審議会に出席している委員のほうで取りまとめて、審議の場で申し出たいなと思ってございます。

あと、具体的にご意見を出していただきましたタクシー業界さんのほうも、お話しのほうをお伺いする機会がたまたまあったものですから、ご事情のほうも、正しくこの書いてあるとおりのことでございまして、価格転嫁の部分ですね、法律に基づいてやらなくてはいけないという業界もあるということを改めて再認識したところでございます。

こういったことは、タクシー業界さんはこのように声を上げていただきましたけれども、例えば医療、介護の分野なんかも、おそらくこれは、自由診療をやっているところは別だと思うのですけれども、一般的な保険医療に関しては、自分たちで勝手に金額を変えられるものではございませんので、そういった自分たちで努力の及ばないものにつきましては、行政のほうとしっかりと、できましたら先回りをして制度を整えていただいて、そのうえで、それぞれの企業ですか、あるいは団体のところもあるかも知れませんが、そういった単位で努力していただいて、賃上げをできる支払い能力というのを確保してやっていきたいというような、こういったような言葉もいただいてございます。

こういったことを、議論の場ではいろいろ考慮しながら、具体例も途中で出しながら議論をさせていただきたいと思ってございます。以上でございます。

中山会長

はい、ありがとうございます。ご意見をいただきまして参考人による意見聴取の実施につきまして、労働者側、使用者側双方のほうから予定していないというご意見を伺いました。当審議会といたしましても、ただいま労働者側、使用者側双方から意見書等の趣旨を踏まえて審議を行いたいということでございましたので、参考人による意見聴取は行わないということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本年度は当審議会では参考人による意見聴取は行わないということといたします。

続きまして、議題(2)その他になりますけれども、委員の皆様、何か議事はございますでしょうか。

( 特になし )

中山会長

よろしいでしょうか。特に無いようですので、本日はこれで議事は終了となります。

事務局から次回の審議会の日程、会場等のご説明をお願いします。

佐藤主席賃金指導官

事務局から説明させていただきます。

次回、第521回最低賃金審議会は、8月5日(火)午後2時から、名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室において開催をいたします。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申が未定であるため、明日14時開催予定の第2回の愛知県最低賃金専門部会は延期させていただく可能性があります。

このため、不測の事態に備えて、本会議の終了後に、各委員の予定をお伺いさせていただきますので、すみませんがよろしくお願いしたいと思います。

中山会長

本日は議事進行にご協力いただきありがとうございました。以上を持ちまして本日の議事は終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

(令和7年7月31日)第520回愛知地方最低賃金審議会 議事録